

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	選挙人名簿システム	
行政機関等の名称	倉敷市選挙管理委員会	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	倉敷市選挙管理委員会事務局、水島分室、児島分室、玉島分室、船穂分室、真備分室、庄分室、茶屋町分室	
個人情報ファイルの利用目的	選挙人の範囲の確定と選挙権の確認を行うため	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 性別、4 生年月日、5 宛名番号、6 世帯番号、7 続柄、8 登録日、9 住民票作成日もしくは転入届出日、10 住民事由、11 住民区分、12 表示関係情報、13 抹消関係情報、14 投票区、15 衆議院小選挙区、16 名簿番号、17 備考	
記録範囲	倉敷市の区域内に住所を有する年齢満十八年以上の日本国民で、住民票が作成された日から引き続き三箇月以上倉敷市の住民基本台帳に記録されている者	
記録情報の収集方法	市民課（住民記録システムとのデータ連携）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	倉敷市長、岡山地方裁判所、岡山検察審査会、倉敷検察審査会、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2に基づく閲覧の申出者及び閲覧者等、投票所入場券ハガキ作成等委託業務受託者	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	公職選挙法（昭和25年法律第100号）第24条に基づく異議の申出	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備 考		